



大学に通う息子さん(19歳以上23歳未満)の給与年収によって父親は特定扶養控除を受けることができました。令和7年の税制改正でこの制度が拡充されたと聞きました。具体的に例を上げて教えてください。



令和6年の税制では息子さんの給与年収が103万円以下であれば父親の所得から右図のように「特定扶養控除」63万円を受けることができました。

令和6年
息子の給与年収103万円
特定扶養控除 63万円

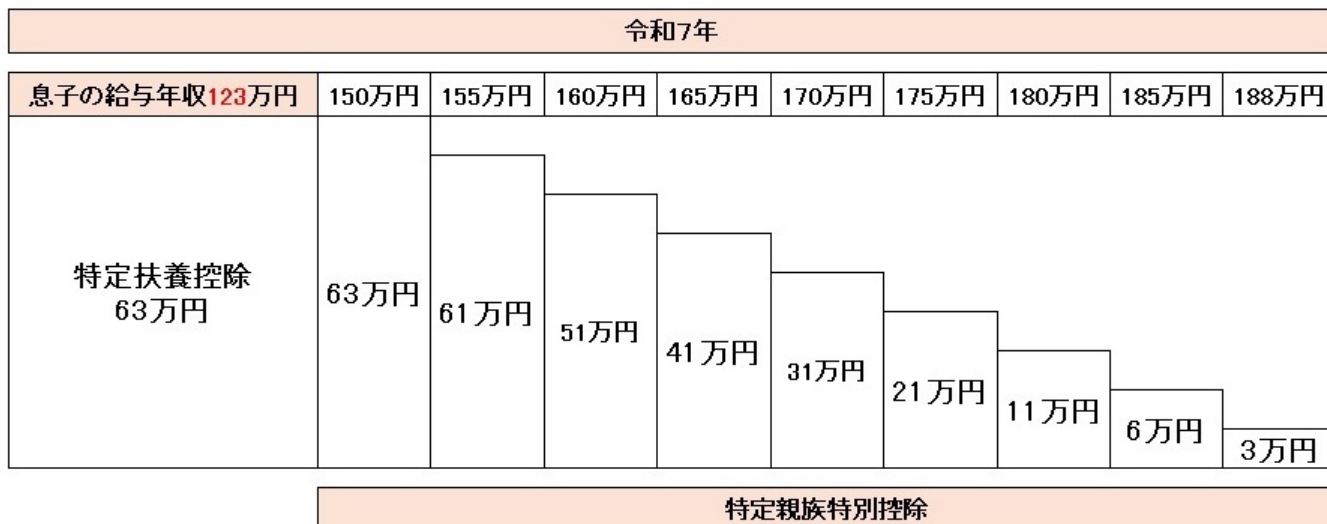


令和7年の税制改正ではこの制度がどのように拡充されたのですか？



下図をみてください。

- ・「特定扶養控除」は息子の給与年収103万円から123万円以下まで拡充されました(控除額63万円)。そして、あらたに
- ・「特定親族特別控除」を創設しました。息子さんの給与年収123万円超188万円以下まで段階的に63万円から3万円までの控除額を受けることができるようになりました。





父親の減税効果はどのくらいあるのですか？

事例1：父親の給与年収600万円、妻は専業主婦、息子の給与年収150万円の場合。
所得控除は社会保険料控除、特定親族特別控除、配偶者控除、基礎控除で所得税を計算した。

項目	令和6年
息子の収入	1,500,000

父親の収入	6,000,000
給与所得控除	1,640,000
給与所得	4,360,000

厚生年金保険料	549,000
健康保険料	347,400
雇用保険料	36,000
配偶者控除	380,000
特定扶養控除	0
基礎控除	480,000
所得控除合計	1,792,400

課税所得	2,567,600
所得税	159,200

項目	令和7年
息子の収入	1,500,000

父親の収入	6,000,000
給与所得控除	1,640,000
給与所得	4,360,000

厚生年金保険料	549,000
健康保険料	345,000
雇用保険料	33,000
配偶者控除	380,000
特定親族特別控除	630,000
基礎控除	680,000
所得控除合計	2,617,000

課税所得	1,743,000
所得税	87,100

減税額	-72,100
-----	---------

事例1：父親の給与年収600万円、妻は専業主婦、息子の給与年収165万円の場合。
所得控除は社会保険料控除、特定親族特別控除、配偶者控除、基礎控除で所得税を計算した。

項目	令和6年
息子の収入	1,650,000

父親の収入	6,000,000
給与所得控除	1,640,000
給与所得	4,360,000

厚生年金保険料	549,000
健康保険料	347,400
雇用保険料	36,000
配偶者控除	380,000
特定扶養控除	0
基礎控除	480,000
所得控除合計	1,792,400

課税所得	2,567,600
所得税	159,200

項目	令和7年
息子の収入	1,650,000

父親の収入	6,000,000
給与所得控除	1,640,000
給与所得	4,360,000

厚生年金保険料	549,000
健康保険料	345,000
雇用保険料	33,000
配偶者控除	380,000
特定親族特別控除	410,000
基礎控除	680,000
所得控除合計	2,397,000

課税所得	1,963,000
所得税	98,800

減税額	-60,400
-----	---------

事例1：父親の給与年収600万円、妻は専業主婦、息子の給与年収180万円の場合。

所得控除は社会保険料控除、特定親族特別控除、配偶者控除、基礎控除で所得税を計算した。

項目	令和6年
息子の収入	1,800,000

父親の収入	6,000,000
給与所得控除	1,640,000
給与所得	4,360,000

厚生年金保険料	549,000
健康保険料	347,400
雇用保険料	36,000
配偶者控除	380,000
特定扶養控除	0
基礎控除	480,000
所得控除合計	1,792,400

課税所得	2,567,600
所得税	159,200

項目	令和7年
息子の収入	1,800,000

父親の収入	6,000,000
給与所得控除	1,640,000
給与所得	4,360,000

厚生年金保険料	549,000
健康保険料	345,000
雇用保険料	33,000
配偶者控除	380,000
特定親族特別控除	110,000
基礎控除	680,000
所得控除合計	2,097,000

課税所得	2,263,000
所得税	128,800

減税額	-30,400
-----	---------

以上のように息子さんの給与年収が103万円を超えても父親の所得税の負担が軽減されることになりました。このシートを使って息子さんと税金の話しでもしてください。